

奈良市 終活情報登録事業

登録
無料

一人ぐらして、 身近に相談できる もしものときに
将来に不安がある 人が少ない 備えたい

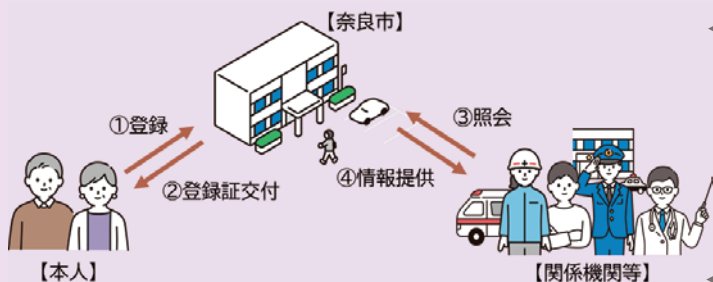
もしもの時に備えて、あなたの大切な思いをお預かりします

終活情報登録事業とは・・・

病気や事故等により意思表示が困難となった場合やもしもの時に備えて、緊急連絡先や医療に対する要望、終活情報等を事前に市に登録しておき、関係機関等より情報提供の依頼があった場合に、市が本人に代わって登録情報をお伝えする事業です。

自ら整理・具体化した思いを市が「預かり、伝える」仕組みを通じて、将来への不安や孤独・孤立に対する不安を軽減することに繋がります。

仕組み



※登録にはマイナンバーカード等の本人確認書類が必要です。
※登録情報はご本人の希望により、適宜修正・追加等が可能です。
※登録証として携帯用カードと自宅等へ掲示可能なシール・マグネットをお渡します。

登録から開示の流れ

登録

- (1) 相談機関での相談や事前記入シートの作成を通じて、思いを整理・具体化
- (2) 専用フォームで事前予約の申請を行い、市担当者と日程調整
- (3) 予約日時に市窓口において、専用フォームで登録したい情報を登録

登録証の交付

緊急時

- (4) 関係機関や緊急連絡先に指定されている方が市に登録情報の照会
- (5) 照会に対して市が登録情報の情報提供を行う

登録対象者

奈良市にお住まいで
住民票がある方

申請できる方

登録対象者本人のみ

情報開示先

- ・警察、消防、医療機関
- ・成年後見人(希望者のみ)
- ・緊急連絡先指定者

登録できる情報

※登録する情報はご自由に選択が可能です。

- | | |
|------------------|------------------|
| ①基本情報(氏名・住所等) | ⑧希望する医療等 |
| ②本籍地 | ⑨臓器提供に関する意思表示先 |
| ③緊急連絡先情報 | ⑩エンディングノートの保管場所 |
| ④かかりつけ医情報 | ⑪緊急時のペットの引取り先 |
| ⑤病歴・治療歴 | ⑫葬儀や遺品整理等の契約・依頼先 |
| ⑥服薬状況 | ⑬希望する納骨先・墓地 |
| ⑦健康上の注意点・アレルギー情報 | ⑭遺言書の有無・保管場所 |

申請・問合せ先

※ 事前にご予約のうえ、お越しください

奈良市福祉政策課
奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL 0742 - 34 - 5196

受付時間：9時～17時
(土日祝・年末年始を除く)

【予約・詳細はこちら】



よくあるご質問を
裏面に掲載

よくあるご質問

Q.登録の申請は代理人でもできますか？

A. 原則として、登録対象者ご本人のみとなります。

Q. 65歳未満でも登録できますか？

A. 年齢制限はございませんので、65歳未満の方でもご登録いただけます。

Q.電話や郵送での登録申請は可能ですか？

A. 登録情報の正確性を期すため、また、個人情報をお預かりするため、事前予約のうえ、ご本人様が市窓口へお越しいただくことを原則としております。

Q.登録手続きの際、何を持参すればよいですか？

A. 以下の書類等をご用意ください。

- ・本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証など
- ・事前記入シート：登録しておきたい情報を事前に整理・具体化するためのシートです。
- ・緊急連絡先登録同意書：緊急連絡先を登録される場合、その相手方の同意書が必要です。

Q.登録した内容について、後から変更・確認することはできますか？

A. いつでも何度でも登録内容の変更や確認、廃止が可能です。内容の更新や確認をされる際は、登録時と同様にご本人様が市窓口にてお手続きをお願いします。

Q.身寄りがいない場合でも登録することはできますか？

A. ご家族等の有無にかかわらず、どなたでも登録が可能です。

Q.休日や夜間などでも関係機関等への情報提供は行われますか？

A.平日9:00～17:00(土日祝・年末年始を除く)の時間帯にのみ、情報提供が可能です。

Q. 個人情報の取扱いが心配です

A.お預かりした登録情報は、外部から隔離された厳重なセキュリティ環境下で管理・保管します。また、登録情報はあらかじめ定められた関係機関(警察・消防・医療機関等)や緊急連絡先に指定されている方より正式な照会があった場合にのみ開示いたします。